

新旧対照表

○中津市地域防災計画 第2編 風水害等その他の災害対策編

改正後	改正前
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害予防の基本方針等</p> <p>第1 災害予防の基本的な考え方</p> <p><u>風水害等</u>から市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分する。</p> <p>このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。</p> <p><u>施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。</u></p> <p>1～3 略</p> <p>第2 略</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>第1 被害の未然防止事業</p> <p>1～2 略</p> <p>3 河川災害防止対策</p> <p>本市の面積の約70%が山地であり、大半が1級河川山国川の流域である。支川はごく短距離で本流に合流しているものが多い。このため支流河川・溪流は急流で、山地部と平坦部との境付近において勾配が急に緩やかになり、山地の急流部より流出された土砂礫を堆積し、河床の上昇を招いている。</p> <p>犬丸川、自見川、蛸瀬川などの下流部では、堤防が低く溢水のおそれがある。</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害予防の基本方針等</p> <p>第1 災害予防の基本的な考え方</p> <p><u>災害</u>から市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分する。</p> <p>このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。</p> <hr/> <p>1～3 略</p> <p>第2 略</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>第1 被害の未然防止事業</p> <p>1～2 略</p> <p>3 河川災害防止対策</p> <p>本市の面積の約70%が山地であり、大半が1級河川山国川の流域である。支川はごく短距離で本流に合流しているものが多い。このため支流河川・溪流は急流で、山地部と平坦部との境付近において勾配が急に緩やかになり、山地の急流部より流出された土砂礫を堆積し、河床の上昇を招いている。</p> <p>犬丸川、自見川、蛸瀬川などの下流部では、堤防が低く溢水のおそれがある。</p>

改正後	改正前
<p>る。 堤防護岸は、出水期に備えて見回りを厳重に行っているが、当市は、平坦部が比較的多く低湿地帯の浸水危険箇所があるために河川・水路等の危険箇所については、改修を計画的に実施する。また、災害時に備え各水防倉庫に土のう袋、スコップ、杭、かけや等の資材を備蓄する。</p>	<p>る。 堤防護岸は、出水期に備えて見回りを厳重に行っているが、当市は、平坦部が比較的多く低湿地帯の浸水危険箇所があるために河川・水路等の危険箇所については、改修を計画的に実施する。また、災害時に備え各水防倉庫に土のう袋、スコップ、杭、かけや等の資材を備蓄する。</p>
<p><u>また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関わるあるゆる関係者（国、県、市、企業、住民等）が協働し流域全体で行う「流域治水」を推進するものとする。</u></p>	
<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>
<p>第2 災害危険区域の対策 (略)</p>	<p>第2 災害危険区域の対策 (略)</p>
<p>1 災害危険区域の調査 (略)</p>	<p>1 災害危険区域の調査 (略)</p>
<p>(1)～(8) 略</p>	<p>(1)～(8) 略</p>
<p><u>(9) 災害危険性が高い盛土</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等で危険が確認された盛土について、速やかに各法令に基づく是正指導を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県に適切な助言や支援を要請するものとする。</u></p>	
<p><u>(10) その他災害危険予想箇所</u></p>	<p><u>(9) その他災害危険予想箇所</u></p>
<p>地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域等のその他災害危険予想箇所は、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。このほか、火山噴火災害に係る災害危険予想箇所についての調査を実施するものとする。</p>	<p>地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域等のその他災害危険予想箇所は、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。このほか、火山噴火災害に係る災害危険予想箇所についての調査を実施するものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第3 防災施設の整備、災害予防管理</p>	<p>第3 防災施設の整備、災害予防管理</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>



改正後	改正前
<p>害の種類に応じて内容や方策を明確に<u>して</u>実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第1 自主防災組織</p> <p>1 略</p> <p>2 中津市の現状と課題</p> <p>中津市における自主防災組織の数は、令和<u>4</u>年3月31日時点で280組織、組織率は99.74%であるが、防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和<u>3</u>年度実績で<u>21.4%</u>となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。</p> <p>3～5 略</p> <p>第2 防災士</p> <p>1 略</p> <p>2 中津市の現状と課題</p> <p>中津市における防災士の数は、令和<u>4</u>年3月31日時点で<u>463</u>名であり、その活動は自主防災組織主催の防災訓練の支援、防災士独自の防災訓練の実施、各地域における防災研修の開催等があり、年々その活動は活発になっていっている。</p> <p>しかし、自主防災組織における防災士配置率は、令和<u>4</u>年3月31日時点で<u>70.4%</u>と、防災士を配置出来ていない自主防災組織が多数あることが課題となっている。</p> <p>3～5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 防災教育</p> <p>1 目標</p> <p><u>災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。</u>東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育</p>	<p>種類に応じて内容や方策を明確に<u>しつつ</u>実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第1 自主防災組織</p> <p>1 略</p> <p>2 中津市の現状と課題</p> <p>中津市における自主防災組織の数は、令和<u>3</u>年3月31日時点で280組織、組織率は99.74%であるが、防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和<u>2</u>年度実績で<u>11%</u>となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。</p> <p>3～5 略</p> <p>第2 防災士</p> <p>1 略</p> <p>2 中津市の現状と課題</p> <p>中津市における防災士の数は、令和<u>3</u>年3月31日時点で<u>450</u>名であり、その活動は自主防災組織主催の防災訓練の支援、防災士独自の防災訓練の実施、各地域における防災研修の開催等があり、年々その活動は活発になっていっている。</p> <p>しかし、自主防災組織における防災士配置率は、令和<u>3</u>年3月31日時点で<u>65.4%</u>と、防災士を配置出来ていない自主防災組織が多数あることが課題となっている。</p> <p>3～5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 防災教育</p> <p>1 目標</p> <p><u>東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育</u></p>

改正後	改正前
<p>の重要性が改めて認識された。<u>このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。</u></p>	<p>の重要性が改めて認識された。_____</p>
<p>また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダー（<u>防災士</u>）の養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、一体的に普及・啓発していくこととする。</p>	<p>また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダー_____の養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、一体的に普及・啓発していくこととする。</p>
<p>2 略 3 地域等における防災教育（防災危機管理課） （1）基本方針 ア～イ 略</p>	<p>2 略 3 地域等における防災教育（防災危機管理課） （1）基本方針 ア～イ</p>
<p><u>ウ ジュニア防災士の養成を通じて、将来における中津市の安全と安心に寄与する人材の育成を行う。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>エ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。</u></p>	<p><u>ウ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。</u></p>
<p>（2）略 （3）自主防災組織に対する防災教育 市は、<u>大分県と連携して</u>地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。</p>	<p>（2）略 （3）自主防災組織に対する防災教育 市は、<u>講習会を開催し、</u>地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。</p>
<p><u>なお、防災士取得後に更なる防災スキルを向上させるためにも、大分県と連携してスキルアップ研修会等を開催し、防災士の資質向上を図る。</u></p>	<p><u>また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、防災士指導者養成スキルアップ研修会を開催する。</u></p>
<p><u>また、次世代の防災リーダーを育成し、地域防災力の維持・向上を図るために、小中学生を対象としたジュニア防災士の養成を行う。</u></p>	
<p>（4）～（7） 略 第5 消防団・ボランティアの育成・強化 （略）</p>	<p>（4）～（7） 略 第5 消防団・ボランティアの育成・強化 （略）</p>

改正後	改正前						
<p>1 略</p> <p>2 事業所の自主防災体制の充実（防災危機管理課、消防本部）  （1）多数の者が勤務し、又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。  今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。  また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。  なお、自衛消防組織の行うべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導</p> <p>ウ、エ 略</p> <p><u>オ 応急救護措置</u></p> <p>（2） 略</p> <p>3 略</p> <p>第6 要配慮者の安全確保  （略）</p> <p>1 地域における要配慮者対策  （1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等  （ア）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改定）内閣府）を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う措置について定めるものとする。なお、避難行動要支援者は以下の通りである。</p>	<p>1 略</p> <p>2 事業所の自主防災体制の充実（防災危機管理課、消防本部）  （1）多数の者が勤務し、又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。  今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。  また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。  なお、自衛消防組織の行うべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導</p> <p>ウ、エ 略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（2） 略</p> <p>3 略</p> <p>第6 要配慮者の安全確保  （略）</p> <p>1 地域における要配慮者対策  （1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等  （ア）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改定）内閣府）を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う措置について定めるものとする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="136 1303 398 1348"><u>要介護高齢者等</u></td> <td colspan="2" data-bbox="403 1303 1102 1348"><u>介護保険の「要介護3以上」で、在宅で生活する者</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1351 398 1436"><u>障がい者</u></td> <td data-bbox="403 1351 555 1436"><u>身体障がい者</u></td> <td data-bbox="560 1351 1102 1436"><u>身体障害者障害等級表の級別1・2級（総合等級）の者で、在宅で生活する者</u></td> </tr> </table>	<u>要介護高齢者等</u>	<u>介護保険の「要介護3以上」で、在宅で生活する者</u>		<u>障がい者</u>	<u>身体障がい者</u>	<u>身体障害者障害等級表の級別1・2級（総合等級）の者で、在宅で生活する者</u>	<p><u>（新設）</u></p>
<u>要介護高齢者等</u>	<u>介護保険の「要介護3以上」で、在宅で生活する者</u>						
<u>障がい者</u>	<u>身体障がい者</u>	<u>身体障害者障害等級表の級別1・2級（総合等級）の者で、在宅で生活する者</u>					

改正後			改正前
	<u>知的障がい者</u>	<u>療育手帳判定基準の障害等級程度Aの者で、在宅で生活する者</u>	
	<u>精神障がい者</u>	<u>精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級の者で、在宅で生活する者</u>	
<u>その他市長が必要と認める者</u>	<u>上記に準じる者で、災害時の避難支援を希望する者のうち、市長が必要と認める者</u>		
(2) 略			(2) 略
(3) 要配慮者に配慮した福祉避難所の指定			(3) 要配慮者に配慮した福祉避難所の指定
避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>			避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。_____
(略)			(略)
なお、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル（大分県策定）」等を活用した中津市職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会 <u>の実施を検討する。</u>			なお、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル（大分県策定）」等を活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会 <u>を実施する。</u>
(4)～(5) 略			(4)～(5) 略
2～7 略			2～7 略
第7～8 略			第7～8 略
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置			第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
(略)			(略)
第1 初動体制の強化			第1 初動体制の強化
(略)			(略)
1 略			1 略
2 災害時受援計画の策定			2 災害時受援計画の策定
(略)			(略)





改正後							改正前																																																																																										
<p>さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（市ホームページ、<u>SNS</u>等）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>第3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 (略)</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実 (1)～(5) 略 (6) 消防対策の充実</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消防本部、自衛隊との合同<u>      </u>訓練の実施（総合防災訓練に含む） (7) 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策 住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人<u>  </u>命が最優先であるため、自己の安全が<u>確保</u>できない場合、直ちに避難することが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>2 略</p> <p>第4 救助物資の備蓄 (略)</p> <p>1 略</p> <p>2 中津市の備蓄計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><u>H30年</u> <u>度末</u></th> <th><u>R元年</u> <u>度末</u></th> <th><u>R2年度</u> <u>末</u></th> <th><u>R3年度</u> <u>末</u></th> <th><u>R4年度</u> <u>末</u></th> <th><u>R5年度</u> <u>末</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主食</td> <td><u>16,000</u></td> <td><u>20,000</u></td> <td><u>24,000</u></td> <td><u>19,080</u></td> <td><u>19,080</u></td> <td><u>19,080</u></td> </tr> <tr> <td>副食</td> <td><u>8,000</u></td> <td><u>14,020</u></td> <td><u>16,030</u></td> <td><u>19,030</u></td> <td><u>19,030</u></td> <td><u>19,030</u></td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td><u>9,108</u></td> <td><u>13,708</u></td> <td><u>18,316</u></td> <td><u>22,924</u></td> <td><u>22,924</u></td> <td><u>22,924</u></td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td><u>2,343</u></td> <td><u>2,343</u></td> <td><u>2,443</u></td> <td><u>2,443</u></td> <td><u>2,443</u></td> <td><u>2,443</u></td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td><u>242</u></td> <td><u>242</u></td> <td><u>242</u></td> <td><u>242</u></td> <td><u>332</u></td> <td><u>332</u></td> </tr> </tbody> </table>								<u>H30年</u> <u>度末</u>	<u>R元年</u> <u>度末</u>	<u>R2年度</u> <u>末</u>	<u>R3年度</u> <u>末</u>	<u>R4年度</u> <u>末</u>	<u>R5年度</u> <u>末</u>	主食	<u>16,000</u>	<u>20,000</u>	<u>24,000</u>	<u>19,080</u>	<u>19,080</u>	<u>19,080</u>	副食	<u>8,000</u>	<u>14,020</u>	<u>16,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>	飲料水	<u>9,108</u>	<u>13,708</u>	<u>18,316</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>	毛布	<u>2,343</u>	<u>2,343</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	簡易トイレ	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>332</u>	<u>332</u>	<p>さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（市ホームページや、<u>ツイッター</u>等）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>第3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 (略)</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実 (1)～(5) 略 (6) 消防対策の充実</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消防本部、自衛隊との合同<u>消火</u>訓練の実施（総合防災訓練に含む） (7) 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策 住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人<u>と</u>命が最優先であるため、自己の安全が<u>担保</u>できない場合、直ちに避難することが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>2 略</p> <p>第4 救助物資の備蓄 (略)</p> <p>1 略</p> <p>2 中津市の備蓄計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><u>H29年</u> <u>度末</u></th> <th><u>H30年</u> <u>度末</u></th> <th><u>R元年</u> <u>度末</u></th> <th><u>R2年度</u> <u>末</u></th> <th><u>R3年度</u> <u>末</u></th> <th><u>R4年度</u> <u>末</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主食</td> <td><u>12,000</u></td> <td><u>16,000</u></td> <td><u>20,000</u></td> <td><u>24,000</u></td> <td><u>19,080</u></td> <td><u>19,080</u></td> </tr> <tr> <td>副食</td> <td><u>4,000</u></td> <td><u>8,000</u></td> <td><u>14,020</u></td> <td><u>16,030</u></td> <td><u>19,030</u></td> <td><u>19,030</u></td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td><u>4,608</u></td> <td><u>9,108</u></td> <td><u>13,708</u></td> <td><u>18,316</u></td> <td><u>22,924</u></td> <td><u>22,924</u></td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td><u>2,343</u></td> <td><u>2,343</u></td> <td><u>2,343</u></td> <td><u>2,443</u></td> <td><u>2,443</u></td> <td><u>2,443</u></td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td><u>242</u></td> <td><u>242</u></td> <td><u>242</u></td> <td><u>242</u></td> <td><u>242</u></td> <td><u>332</u></td> </tr> </tbody> </table>								<u>H29年</u> <u>度末</u>	<u>H30年</u> <u>度末</u>	<u>R元年</u> <u>度末</u>	<u>R2年度</u> <u>末</u>	<u>R3年度</u> <u>末</u>	<u>R4年度</u> <u>末</u>	主食	<u>12,000</u>	<u>16,000</u>	<u>20,000</u>	<u>24,000</u>	<u>19,080</u>	<u>19,080</u>	副食	<u>4,000</u>	<u>8,000</u>	<u>14,020</u>	<u>16,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>	飲料水	<u>4,608</u>	<u>9,108</u>	<u>13,708</u>	<u>18,316</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>	毛布	<u>2,343</u>	<u>2,343</u>	<u>2,343</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	簡易トイレ	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>332</u>
	<u>H30年</u> <u>度末</u>	<u>R元年</u> <u>度末</u>	<u>R2年度</u> <u>末</u>	<u>R3年度</u> <u>末</u>	<u>R4年度</u> <u>末</u>	<u>R5年度</u> <u>末</u>																																																																																											
主食	<u>16,000</u>	<u>20,000</u>	<u>24,000</u>	<u>19,080</u>	<u>19,080</u>	<u>19,080</u>																																																																																											
副食	<u>8,000</u>	<u>14,020</u>	<u>16,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>																																																																																											
飲料水	<u>9,108</u>	<u>13,708</u>	<u>18,316</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>																																																																																											
毛布	<u>2,343</u>	<u>2,343</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>																																																																																											
簡易トイレ	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>332</u>	<u>332</u>																																																																																											
	<u>H29年</u> <u>度末</u>	<u>H30年</u> <u>度末</u>	<u>R元年</u> <u>度末</u>	<u>R2年度</u> <u>末</u>	<u>R3年度</u> <u>末</u>	<u>R4年度</u> <u>末</u>																																																																																											
主食	<u>12,000</u>	<u>16,000</u>	<u>20,000</u>	<u>24,000</u>	<u>19,080</u>	<u>19,080</u>																																																																																											
副食	<u>4,000</u>	<u>8,000</u>	<u>14,020</u>	<u>16,030</u>	<u>19,030</u>	<u>19,030</u>																																																																																											
飲料水	<u>4,608</u>	<u>9,108</u>	<u>13,708</u>	<u>18,316</u>	<u>22,924</u>	<u>22,924</u>																																																																																											
毛布	<u>2,343</u>	<u>2,343</u>	<u>2,343</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>	<u>2,443</u>																																																																																											
簡易トイレ	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>242</u>	<u>332</u>																																																																																											

改正後							改正前						
簡易ト イレ (付 替)	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>8,850</u>	<u>8,850</u>	簡易ト イレ (付 替)	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>8,850</u>

改正後	改正前
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1 災害応急対策の基本方針</p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>災害による市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、消防本部、大分県、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、<u>産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>第2～3 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市民に期待する行動</p> <p>1 家庭</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 的確な防災機関への通報</p> <p>山・がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部<u>                    </u>、警察署（交番）等に出動を求める場合、落ち着いて迅速に通報する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第3 通信連絡手段の確保</p> <p>(防災危機管理課、情報推進課、<u>消防本部</u>)</p> <p>(略)</p> <p>第4 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1 災害応急対策の基本方針</p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>災害による市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、消防本部、大分県、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意することとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～3 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 略</p> <p>第2 略</p> <p>1 家庭</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 的確な防災機関への通報</p> <p>山・がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部<u>(分署を含む。)</u>、警察署（交番）等に出動を求める場合、落ち着いて迅速に通報する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第3 通信連絡手段の確保</p> <p>(防災危機管理課、情報推進課<u>                    </u>)</p> <p>(略)</p> <p>第4 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等</p>

改正後			改正前		
(略)			(略)		
1 気象等の予警報の通報伝達			1 気象等の予警報の通報伝達		
(1) 略			(1) 略		
(2) 特別警報・警報・注意報			(2) 特別警報・警報・注意報		
(略)			(略)		
特別警報・警報・注意報の種類と概要			特別警報・警報・注意報の種類と概要		
特別警報・警報・注意報の種類		概要	特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生、又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。_____
	(略)	(略)		(略)	(略)
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。_____
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。_____

改正後			改正前		
	洪水警報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>		洪水警報	<u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	高潮警報	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>		高潮警報	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
注意報	大雨注意報	<u>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	注意報	大雨注意報	<u>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	洪水注意報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>		洪水注意報	<u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	高潮注意報	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な</u>		高潮注意報	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>

改正後			改正前		
	<u>場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>				
(略)	(略)		(略)		(略)
<u>(3) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等</u>			<u>(新設)</u>		
<u>種 類</u>	<u>概 要</u>				
<u>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)</u>	<p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></li> <li>・ <u>「危険」 (紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></li> <li>・ <u>「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></li> <li>・ <u>「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></li> </ul>				
<u>浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)</u>	<p><u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></li> </ul>				

改正後		改正前
<p><u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u></p>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></li> <li>・ <u>「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></li> <li>・ <u>「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></li> <li>・ <u>「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></li> </ul>	
<p><u>流域雨量指数の予測値</u></p>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>	
<p><u>（4）早期注意情報（警報級の可能性）</u>  <u>5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。</u>  <u>当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県）で発表する。大雨に関して、</u></p>		<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>[高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p>	
<p><u>(5) 全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報</u>          気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<u>留意点</u>を解説する場合等に発表する。</p>	<p><u>(3) 全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報</u>          気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<u>注意</u>を解説する場合等に発表する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>(6) 土砂災害警戒情報</u>          大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p><u>(4) 土砂災害警戒情報</u>          大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、中津市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となる。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>(7) 記録的短時間大雨情報</u>          大雨警報発表中に<u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。</u></p>	<p><u>(5) 記録的短時間大雨情報</u>          大雨警報発表中の<u>二次細分区域において、危険度分布（キキクル）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに発表する。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>(8) 竜巻注意情報</u>          積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u></p>	<p><u>(6) 竜巻注意情報</u>          積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県単位で発表する。</u>          この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>



改正後	改正前																
<p><u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。</u>この情報の有効期間は、発表から1 時間である。</p>																	
(略)																	
<u>(9)</u> 火災気象通報	<u>(7)</u> 火災気象通報																
(略)	(略)																
<u>(10)</u> 気象支援資料	<u>(8)</u> <u>災害時</u> 気象支援資料																
(略)	(略)																
<u>(11)</u> 気象、高潮、津波及び洪水予報又は警報の系統方法	<u>(9)</u> 気象、高潮、津波及び洪水予報又は警報の系統方法																
(略)	(略)																
<u>(12)</u> 伝達、周知方法	<u>(10)</u> 伝達、周知方法																
(略)	(略)																
<u>(13)</u> 気象情報の収集	<u>(11)</u> 気象情報の収集																
(略)	(略)																
2～3 略	2～3 略																
4 指定河川（山国川水系）洪水予報の伝達	4 指定河川（山国川水系）洪水予報の伝達																
(1) 基本方針	(1) 基本方針																
(略)	(略)																
<p style="text-align: center;">指定河川洪水予報</p> <table border="1" data-bbox="147 1070 1095 1444"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>標 題</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u>に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	標 題	概 要	洪水警報	略	略	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u> に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する	<p style="text-align: center;">指定河川洪水予報</p> <table border="1" data-bbox="1144 1070 2092 1444"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>標 題</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき _____ に発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	標 題	概 要	洪水警報	略	略	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき _____ に発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状
種 類	標 題	概 要															
洪水警報	略	略															
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u> に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する															
種 類	標 題	概 要															
洪水警報	略	略															
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき _____ に発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状															

改正後			改正前		
		対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当			況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	(略)	(略)		(略)	(略)
洪水注意報	(略)	(略)	洪水注意報	(略)	(略)

第5 災害・被害情報等の報告、収集・伝達

(略)

1～4 略

5 被害情報の収集及び報告の方法

(1)～(5) 略

(6) その他

大規模災害発生直後は、現場の情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNS 等を活用した情報収集・分析や、ドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保するよう努める。

6 略

第6～7 略

第8 防災ヘリコプターの派遣要請及び受入れ

1 防災ヘリコプターの派遣要請

(略)

・緊急運航の要請は、市長、消防長が運航責任者 (防災航空管理監) に行うものとされている。

(略)

2 活動内容

(略)

・火災防ぎょ活動 ……林野火災等における空中からの消火活動、情報

収集

(略)

第5 災害・被害情報等の報告、収集・伝達

(略)

1～4 略

5 被害情報の収集及び報告の方法

(1)～(5) 略

(6) その他

大規模災害発生直後は、現場の情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNS 、FixMyStreet Japan (フィクスマイastreetジャパン) を活用した情報収集・分析や、ドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保するよう努める。

6 略

第6～7 略

第8 防災ヘリコプターの派遣要請及び受入れ

1 防災ヘリコプターの派遣要請

(略)

・緊急運航の要請は、市長、消防長が防災航空管理者 (防災航空隊) に行うものとされている。

(略)

2 活動内容

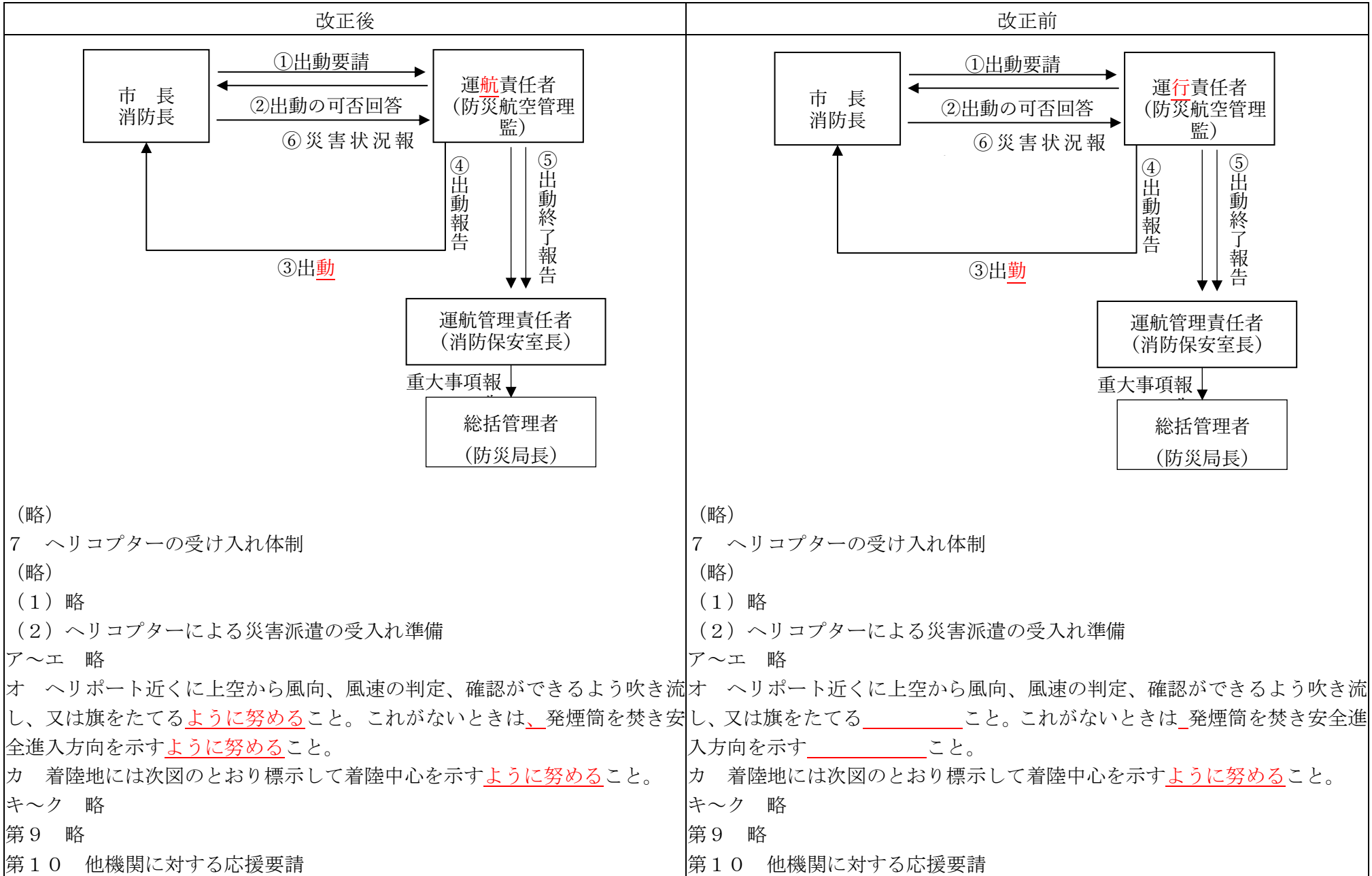
(略)

・火災防御活動 ……林野火災等における空中からの消火活動、情報

収集

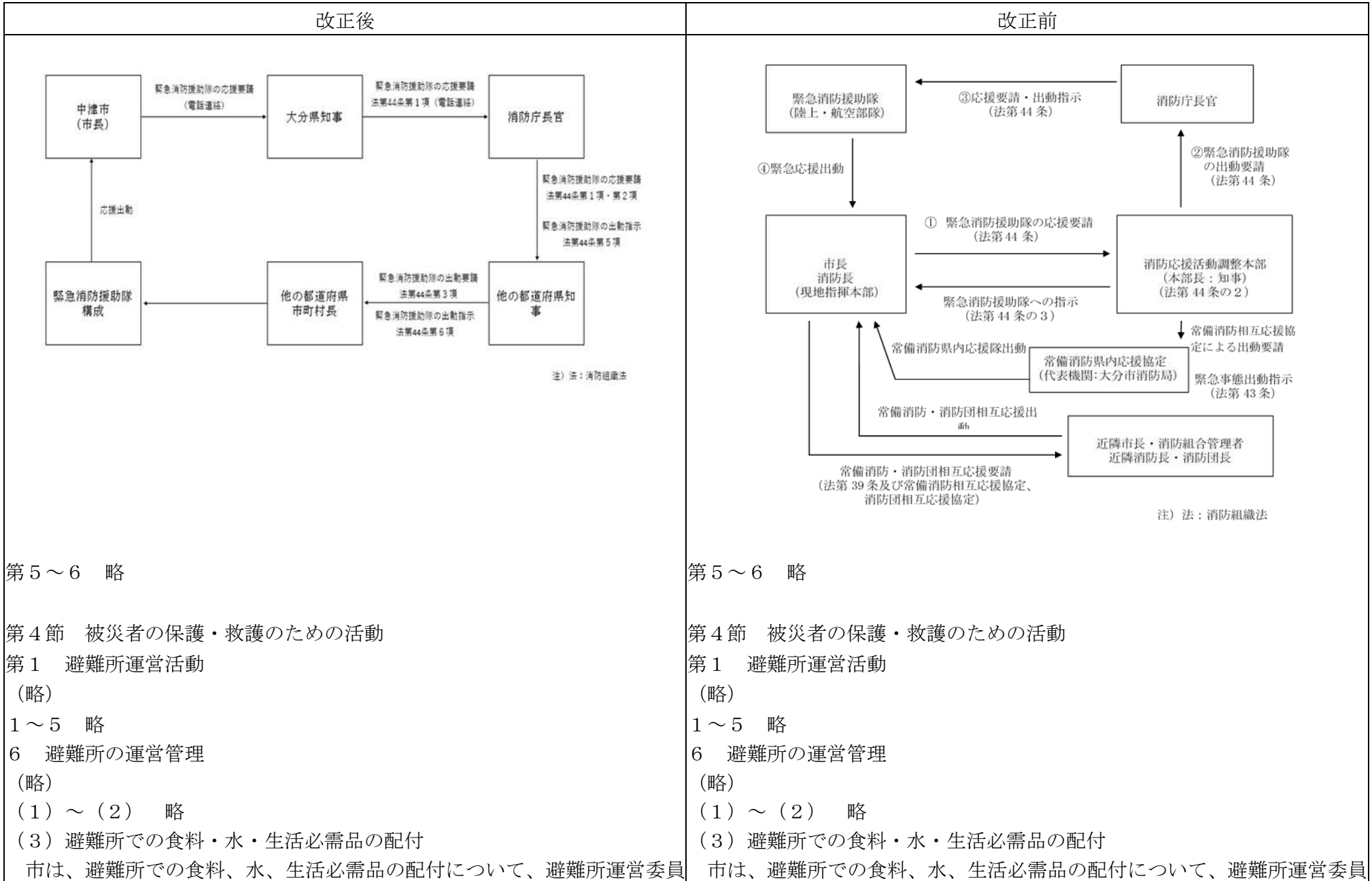
(略)

改正後	改正前																
<p>3 <u>          </u> 場外離着陸場 <u>中津市消防本部受援計画に記載のとおりとする。</u></p> <p>4 運航体制及び時間 ・365 日体制とする。ただし、運航不能時は <u>6</u> 県（大分・熊本・宮崎・鹿児島・<u>長崎・佐賀</u>）による防災消防ヘリコプター相互応援協定による対応となる。</p> <p>（略）</p> <p>5 略</p> <p>6 緊急運航要請に係る手続 （略）</p>	<p>3 <u>基地及び</u>場外離着陸場 ・<u>基地は大分県央飛行場（豊後大野市大野町）</u> ・<u>場外離着陸場</u></p> <table border="1" data-bbox="1184 338 2078 679"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1184 338 2078 379">設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1184 381 1491 422"><u>中津 小祝漁港</u></td> <td data-bbox="1494 381 2078 422"><u>三光総合運動公園多目的広場</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 424 1491 466"><u>三光中学校</u></td> <td data-bbox="1494 424 2078 466"><u>ダイハツ九州スタジアム南側芝生広場</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 467 1491 509"><u>本耶馬 禅海</u></td> <td data-bbox="1494 467 2078 509"><u>ダイハツ九州スポーツパーク大貞多目的</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 510 1491 552"><u>耶馬溪 竹の弦</u></td> <td data-bbox="1494 510 2078 552"><u>広場</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 553 1491 595"><u>耶馬溪 柿坂</u></td> <td data-bbox="1494 553 2078 595"><u>吉富町緊急ヘリポート</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 596 1491 638"><u>山国コロナ運動公園</u></td> <td data-bbox="1494 596 2078 638"><u>ダイハツ九州グラウンド</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 639 1491 681"><u>上毛 下唐原</u></td> <td data-bbox="1494 639 2078 681"></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 運航体制及び時間 ・365 日体制とする。ただし、運航不能時は <u>4</u> 県（大分・熊本・宮崎・鹿児島 <u>          </u>） <u>          </u> 応援協定により対応 <u>す</u>る。</p> <p>（略）</p> <p>5 略</p> <p>6 緊急運航要請に係る手続 （略）</p>	設 置 場 所		<u>中津 小祝漁港</u>	<u>三光総合運動公園多目的広場</u>	<u>三光中学校</u>	<u>ダイハツ九州スタジアム南側芝生広場</u>	<u>本耶馬 禅海</u>	<u>ダイハツ九州スポーツパーク大貞多目的</u>	<u>耶馬溪 竹の弦</u>	<u>広場</u>	<u>耶馬溪 柿坂</u>	<u>吉富町緊急ヘリポート</u>	<u>山国コロナ運動公園</u>	<u>ダイハツ九州グラウンド</u>	<u>上毛 下唐原</u>	
設 置 場 所																	
<u>中津 小祝漁港</u>	<u>三光総合運動公園多目的広場</u>																
<u>三光中学校</u>	<u>ダイハツ九州スタジアム南側芝生広場</u>																
<u>本耶馬 禅海</u>	<u>ダイハツ九州スポーツパーク大貞多目的</u>																
<u>耶馬溪 竹の弦</u>	<u>広場</u>																
<u>耶馬溪 柿坂</u>	<u>吉富町緊急ヘリポート</u>																
<u>山国コロナ運動公園</u>	<u>ダイハツ九州グラウンド</u>																
<u>上毛 下唐原</u>																	



改正後	改正前
<p>1 災害応急対策の実施のため他関係機関等に対し必要な協力を得るため、市が締結している応援協定は以下のとおりである。</p> <p>市は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p><u>(27) 災害時における応急生活物資供給に関する覚書</u></p> <p><u>(28) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定</u></p> <p>2～5 略</p> <p>第11～第14 略</p> <p>第15 交通確保輸送対策（建設政策課、建設土木課）</p> <p>1～9 略</p> <p>10 陸上輸送体制</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 災害時における交通マネジメント</u></p> <p><u>(ア) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。</u></p> <p><u>(イ) 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u></p> <p><u>(ウ) 検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。</u></p> <p><u>(エ) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。</u></p> <p><u>※1 交通需要マネジメント:自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など</u></p>	<p>1 災害応急対策の実施のため他関係機関等に対し必要な協力を得るため、市が締結している応援協定は以下のとおりである。</p> <p>市は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2～5 略</p> <p>第11～第14 略</p> <p>第15 交通確保輸送対策（建設政策課、建設土木課）</p> <p>1～9 略</p> <p>10 陸上輸送体制</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

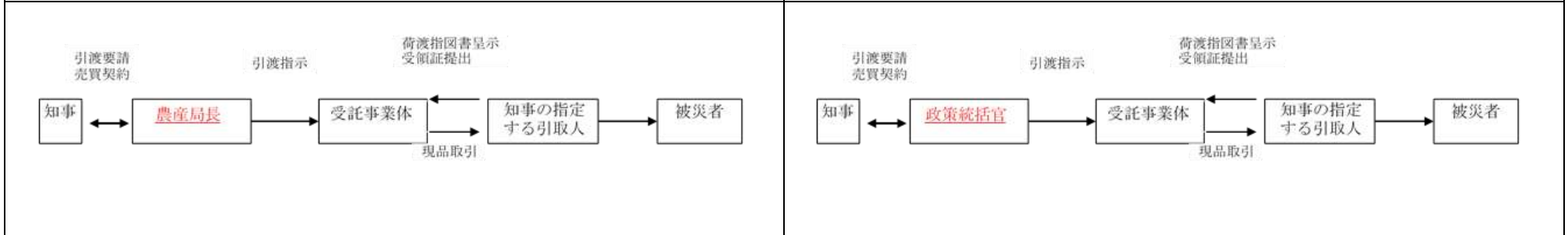
改正後	改正前
<p><u>の交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</u></p> <p><u>※2 交通システムマネジメント:道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組</u></p> <p>1 1 その他（高速道路料金の免除（免除証明）手続き）  災害派遣等従事車両の高速道路料金の免除措置に係る手続きについては、県（総合調整室庶務班）が直接、各高速道路株式会社と協議し、協議後に所要の事務を実施する。</p>	<p>1 1 その他（高速道路料金の免除（免除証明）手続き）  災害派遣等従事車両の高速道路料金の免除措置に係る手続きについては、県（総合調整室庶務班）が直接、各高速道路株式会社と協議し、協議後に所要の事務を実施する。</p> <p><u>また、市は、災害派遣等従事車両の申請があれば証明事務を行うことになる。</u></p>
<p>第16 略</p> <p>第3節 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1～2 略</p> <p>第3 避難の指示及び誘導  （略）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市の実施する避難措置  （1）市内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「<u>緊急安全確保</u>」を指示することができる。</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>第4 救出救助  （略）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 関係機関等への応援要請</p>	<p>第16 略</p> <p>第3節 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1～2 略</p> <p>第3 避難の指示及び誘導  （略）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市の実施する避難措置  （1）市内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」を指示することができる。</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>第4 救出救助  （略）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 関係機関等への応援要請</p>



改正後	改正前
<p>会の食料・物資班の協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める<u>とともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。</u></p>	<p>会の食料・物資班の協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める</p>
<p>(略)  (4)～(9) 略  7～9 略  第2 略  第3 食料供給  (略)  1～2 略  3 政府所有米穀の緊急引渡し  (1) 市町村の手続  (略)  ア 略  イ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し  交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省<u>農産局長</u>（以下「<u>農産局長</u>」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市長が<u>農産局長</u>に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式（巻末資料編参照）により<u>農産局長</u>へ要請書を送付する。  (2) 略  (3) 応急供給系統図  ア 知事に対する応急食糧の直接売却</p>	<p>(略)  (4)～(9) 略  7～9 略  第2 略  第3 食料供給  (略)  1～2 略  3 政府所有米穀の緊急引渡し  (1) 市町村の手続  (略)  ア 略  イ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し  交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省<u>政策統括官</u>（以下「<u>政策統括官</u>」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市長が<u>政策統括官</u>に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式（巻末資料編参照）により<u>政策統括官</u>へ要請書を送付する。  (2) 略  (3) 応急供給系統図  ア 知事に対する応急食糧の直接売却</p>



改正後 改正前



イ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡



4～5 略  
第4～8略

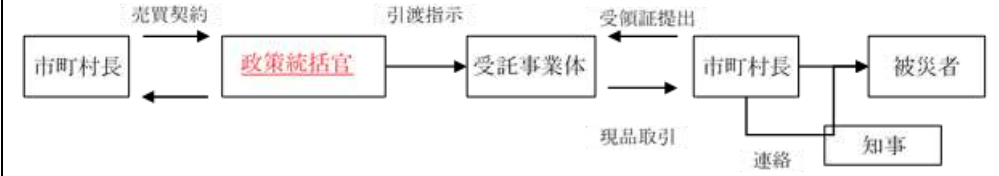
第9 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬

災害によって行方不明者又は死傷者が多数発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るため、死亡したと推定される者の捜索及び遺体の収容並びに遺体収容所の開設、遺体の取扱い及び埋火葬等の実施に関し、各段階における必要な措置について定めるものとする。

1 遺体の捜索・収容  
(略)

実施責任者	適用内容	根拠法
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合危険状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第42条

イ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡



4～5 略  
第4～8略

第9 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬

災害によって行方不明者又は死傷者が多数発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るため、死亡したと推定される者の捜索及び遺体の収容、遺体収容所の開設、処理及び埋火葬等の実施に関し、各段階における必要な措置について定めるものとする。

1 遺体の捜索・収容  
(略)

実施責任者	適用内容	根拠法
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合危険状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第24条

改正後			改正前		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(1)～(5) 略			(1)～(5) 略		
<u>(6) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表</u>			<u>(新設)</u>		
<u>県や市、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和4年3月31日伺定）」に基づいて行うものとする。</u>					
2～5 略			2～5 略		
第10～14略			第10～14略		
第5節 略			第5節 略		
第3章 災害復旧・復興			第3章 災害復旧・復興		
第1節 災害復旧・復興の基本方針			第1節 災害復旧・復興の基本方針		
(略)			(略)		
また、特に大規模な被害を被った場合、市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後のまちの姿を明確にして、計画的な、災害につよい都市・地域づくりを進めていくこととする。			また、特に大規模な被害を被った場合、市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後のまちの姿を明確にして、計画的な、災害につよい都市・地域づくりを進めていくこととする。		
その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 <u>また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。</u>			その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。		
<u>加えて、技術職員の不足等により、市単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、大分県を通じて地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u>					
第2節 略			第2節 略		

改正後	改正前																				
<p>第3節 公共土木施設等の災害復旧 (略)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <p><u>また、県は、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p>5 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第5節 被災者支援に関する各種制度の概要</p> <p>第1 経済・生活面の支援</p> <p>1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）</p> <table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>給付</td> </tr> <tr> <td>支援の種類</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、<u>                    </u>）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。</td> </tr> <tr> <td>対象となる災害</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>1-2 災害弔慰金（大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等）</p>	支援の種類	給付	支援の種類	略	支援の内容	略	対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u>                    </u> ）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。	対象となる災害	略	<p>第3節 公共土木施設等の災害復旧 (略)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <hr/> <p>5 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第5節 被災者支援に関する各種制度の概要</p> <p>第1 経済・生活面の支援</p> <p>1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）</p> <table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、<u>外国人登録がある方</u>）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。</td> </tr> <tr> <td>対象となる災害</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>1-2 災害弔慰金（大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等）</p>	支援の種類	略	支援の内容	略	対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u>外国人登録がある方</u> ）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。	対象となる災害	略	問合せ先	略
支援の種類	給付																				
支援の種類	略																				
支援の内容	略																				
対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u>                    </u> ）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。																				
対象となる災害	略																				
支援の種類	略																				
支援の内容	略																				
対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u>外国人登録がある方</u> ）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。																				
対象となる災害	略																				
問合せ先	略																				

改正後		改正前	
支援の種類	略	支援の種類	略
支援の内容	略	支援の内容	略
対象者	<p>1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住 民登録のある方、_____）の遺族。</p> <p>2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、 ②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存し ない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その 者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限 る。）。</p>	対象者	<p>1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住 民登録のある方、<u>外国人登録がある方</u>）の遺族。</p> <p>2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、 ②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存し ない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その 者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限 る。）。</p>
対象となる災害	略	対象となる災害	略
問合せ先	福祉政策課	問合せ先	福祉政策課
(略)		(略)	
第2～3 略		第2～3 略	
第6節 略		第6節 略	

改正後	改正前
<p>第4章 その他の災害対策 第1節 略</p> <p>第2節 一般火災対策 第1 火災の予防 (略)</p> <p>1 消防力の整備 消防力の現勢を掌握し、施設、機材器具、<u>資機材等を整備し、消防力の充実、強化を図る必要がある。</u></p> <p>2 防火<u>思想</u>の普及、民間消防組織の育成強化 火災予防の実効を期するため、市民への防火<u>思想</u>の普及、民間消防組織の育成強化などを実施する。</p> <p>(1) 防火<u>思想</u>の普及 ア 防火知識の普及に関する計画 広報等を活用して<u>防火に関する知識の普及を図る。また、活動体制の確立、防火パトロール等を集中的かつ統一的に実施するとともに、市民に対して防火思想の普及宣伝に努める。</u></p> <p>イ 住宅用防災機器等（消火器・火災警報器・防災品）の普及促進を図る。 消火器取<u>扱</u>い訓練指導を実施し、初期消火の知識及び技術の<u>向上</u>を図る。</p> <p>(2) 民間消防組織の育成強化 <u>企業体における自衛消防体制あるいは少年消防クラブ等民間消防組織の育成強化を図る。</u></p> <p>3 <u>火災防ぎょ</u>訓練 <u>消防本部</u>において次の訓練を定期的に行う。</p> <p>(1)～(5) 略 <u>(削除)</u></p>	<p>第4章 その他の災害対策 第1節 略</p> <p>第2節 一般火災対策 第1 火災の予防 (略)</p> <p>1 消防力の整備 消防力の現勢を掌握し、施設、機材器具<u>及び</u>資機材等を整備し、消防力の<u>増強</u>を図る<u>。</u></p> <p>2 防火<u>意識</u>の普及、民間消防組織の育成強化 火災予防の実効を期するため、市民への防火<u>意識</u>の普及、民間消防組織の育成強化などを実施する。</p> <p>(1) 防火<u>意識</u>の普及 ア 防火知識の普及に関する計画 広報等を活用して<u>防火知識の普及徹底を図り、防火</u> <u>活動体制の確立や、防火パトロール等を集中的かつ統一的に実施するとともに、市民に対して防火思想の普及宣伝に努めるものとする。</u></p> <p>イ 住宅用防災機器等（消火器・火災警報器・防災品）の普及促進を図る。 消火器取<u>り</u>扱<u>い</u>訓練指導を実施し、初期消火の知識及び技術の<u>普及</u>を図る。</p> <p>(2) 民間消防組織の育成強化 <u>自主防災組織の育成指導、自主防災活動の活性化を図る。</u></p> <p>企業体における自衛消防体制あるいは<u>婦人消防隊</u>、少年消防クラブ等民間消防組織の育成強化を図る。</p> <p>3 <u>防火</u> <u>訓練</u> <u>市(消防本部)</u>において次の訓練を定期的に行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>4 <u>火災に強い都市構造</u> <u>(1) 土地利用計画による建築物不燃化の推進</u> <u>防火地域や準防火地域の指定による、防火に配慮した土地利用を進めるとともに一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進する。</u></p>

改正後	改正前
	<p>(2) <u>市街地の整備</u> 老朽木造住宅密集地の解消を図るための土地区画整理事業、密集市街地整備促進事業等により防火上安全な市街地の整備を図る。</p> <p>(3) <u>防災空間の整備</u> 大規模火災発生時に避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路や都市公園などの整備を図る。</p> <p>(4) <u>火災危険地域の設定</u> 火災時における人命の危険及び延焼拡大のおそれのある地域を選定し、あらかじめ出動部隊数、消防機関からの順路、水利、爆発物、引火物件その他危険物の所在、避難誘導等の人命救助の方法等を策定しておくものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>4 <u>火災危険地域の防ぎょ計画</u> 火災時における人命危険及び延焼拡大のおそれのある地域を選定し、消防力等に応じた迅速、的確な防ぎょ活動を行うための計画を策定しておくものとする。</p>	
<p>5 建築物の火災予防 (1) 建築物に対する規制と指導 (略) ア～イ 略 ウ 消防査察による指導 消防本部は、消防査察により、火災発生危険の排除、火災拡大危険の排除、自衛消防組織の確立及び<u>消火設備の適正配置並びに</u>その保全を指導する。 エ 防火管理面の確立指導 建築物における防火管理体制の確立<u>及び</u>指導については、当該建築物における管理規程<u>、</u>消防計画の作成<u>及び</u>防火管理制度を通じて内部管理面からの災害予防を促進する。 (2) 公的建築物 ア 庁舎、学校、病院 市、<u>消防</u>、<u>県</u>、<u>警察</u>等の施設をはじめ、医療機関、学校、公民館等の不特定多数の者が利用する公的建築物については、利用者の安全を守るため<u>の</u>防火構造とし、消防用設備<u>及び</u>避難<u>施設</u>を備えたものとするとともに、災害時</p>	<p>5 建築物の火災予防 (1) 建築物に対する規制と指導 (略) ア～イ ウ 消防査察による指導 消防本部は、消防査察により、火災発生危険の排除、火災拡大危険の排除、自衛消防組織の確立及び、<u>消火設備の適正配置と</u>その保全を指導する。 エ 防火管理面の確立指導 建築物における防火管理体制の確立<u>、</u>指導については、当該建築物における管理規程<u>や、</u>消防計画の作成、<u>、</u>防火管理制度を通じて内部管理面からの災害予防を促進する。 (2) 公的建築物 ア 庁舎、学校、病院 市・<u>消防</u>・<u>県</u>・<u>警察</u>等の施設をはじめ、医療機関、学校、公民館等の不特定多数の者が利用する公的建築物については、利用者の安全を守るため<u>防</u>火構造とし、消防用設備、<u>、</u>避難<u>設備</u>を備えたものとするとともに、災害時</p>

改正後	改正前
<p>における防災拠点、避難・救護救難拠点としての役割を果たすことにかんがみ、その不燃化、堅牢化をさらに促進するものとする。</p>	<p>における防災拠点、避難・救護救難拠点としての役割を果たすことにかんがみ、その不燃化、堅牢化をさらに促進するものとする。</p>
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>(3) 文化財の火災予防対策</p>	<p>(3) 文化財の火災予防対策</p>
<p>ア～イ 略</p>	<p>ア～イ 略</p>
<p>(a) 予防設備の整備</p>	<p>(a) 予防設備の整備</p>
<p>① 略</p>	<p>①略</p>
<p>② 警報設備の拡充 自動火災報知設備、<u>漏電</u>火災警報器等の拡充を図る。</p>	<p>② 警報設備の拡充 自動火災報知設備、<u>電気</u>火災警報器等の拡充を図る。</p>
<p>③ 略</p>	<p>③ 略</p>
<p>(b) 略</p>	<p>(b) 略</p>
<p>第2 火災に関する情報の収集・伝達</p>	<p>第2 火災に関する情報の収集・伝達</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達</p>	<p>1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達</p>
<p>(1)～(2) 略</p>	<p>(1)～(2) 略</p>
<p>(3) 火災警報の周知方法</p>	<p>(3) 火災警報の周知方法</p>
<p><u>ア 防災ポータルサイト、ソーシャルメディアにより広報する。</u></p>	<p><u>ア 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示</u></p>
<p>イ 警報信号の使用（消防法施行規則別表第1の3）</p>	<p>イ 警報信号の使用（消防法施行規則別表第1の3）</p>
<p><u>ウ 中津市及び中津市消防本部のホームページへ掲載する。</u></p>	<p><u>ウ 主要地域における吹流しの掲揚</u></p>
<p><u>エ 告知放送、防災無線、エリアメール、中津防災アプリにより広報する。</u></p>	<p><u>エ 防災行政無線、FM告知放送による放送</u></p>
<p><u>オ 広報車等による巡回広報をする。</u></p>	<p><u>オ その他広報車による巡回宣伝</u></p>
<p><u>カ 報道機関（ケーブルテレビ・FM放送局等）により広報する。</u></p>	<p><u>カ その他必要な事項</u></p>
<p><u>キ その他必要な事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第3 火災の応急対策</p>	<p>第3 火災の応急対策</p>
<p>1 火災の発生状況・被災状況の収集と伝達</p>	<p>1 火災の発生状況・被災状況の収集と伝達</p>
<p>火災発生時には、<u>火災</u>の発生状況及び<u>消防水利</u>の被害状況、<u>警察</u>、<u>道路管理者</u>との連携、出動隊の報告等による道路状況などの情報収集をすみやかに実施し、重点的かつ効果的な部隊の配置を行う。</p>	<p>火災発生時には、<u>火災</u>発生状況、<u>消火栓</u>・<u>防火水槽等</u>の被害状況及び<u>警察</u>・<u>道路管理者</u>との連携、出動隊の報告等による道路状況などの情報収集をすみやかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。</p>
<p>特に、大規模火災の発生時においては、あらかじめ定めた火災防<u>ぎ</u>よ計画</p>	<p>特に、大規模火災の発生時においては、あらかじめ定めた火災防<u>御</u>計画等</p>

改正後	改正前
<p>等により、重要防<u>ぎょ</u>地域等<u>における</u>消防力の効率的運用を図る。</p> <p>第4 消防活動 (略)</p> <p>1 消防活動の実施体制 消防活動は、中津市消防計画及び中津市消防団条例(昭和41年中津市条例第10号)、中津市消防団規則(昭和41年中津市規則第10号)により行う。災害発生時の活動は、災害規模等によるが消防長の命令により行う。 <u>消防本部</u>は、消防活動の第一次責任者として、迅速<u>かつ</u>的確な消防活動を展開する。</p> <p>消防団、自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動(主として初期消火活動)を行うとともに、<u>消防本部</u>の活動に積極的に協力する。</p> <p>県は、<u>消防本部</u>において迅速<u>かつ</u>的確な処理が可能かどうかを判断し、必要に応じて(市から要請した場合等)応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。</p> <p>2 消防活動の実施 <u>短時間強雨、洪水、土砂災害、高潮、竜巻等突風など様々な様態の風水害</u>に対し、<u>万全の対策を取り迅速かつ効果的に消防活動を行う。</u> <u>また、関係機関等と連携し実施する。</u></p> <p>(1) 消防活動は、<u>本計画、中津市消防本部消防計画及び風水害タイムライン</u>により実施する。 <u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>風水害における活動</u> <u>浸水及び冠水による道路状況等が予測しにくい</u>ため、<u>的確な情報を収集し、指揮系統の統一を図り消防業務を遂行する。</u></p> <p>(3) <u>避難誘導</u> <u>警察と協力し広報、避難誘導をする。</u></p> <p>(4) <u>被害の調査報告</u></p>	<p>により、重要防<u>御</u>地域等<u>の優先等</u>、消防力の効率的運用を図る。</p> <p>第4 消防活動 (略)</p> <p>1 消防活動の実施体制 消防活動は、中津市消防計画及び中津市消防団条例(昭和41年中津市条例第10号)、中津市消防団規則(昭和41年中津市規則第10号)により行う。災害発生時の活動は、災害規模等によるが消防長の命令により行う。 <u>市(消防本部)</u>は、消防活動の第一次責任者として、迅速<u>・</u>的確な消防活動を展開する。</p> <p>消防団、自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動(主として初期消火活動)を行うとともに、<u>市(消防本部)</u>の活動に積極的に協力する。</p> <p>県は、<u>市(消防本部)</u>において迅速<u>・</u>的確な処理が可能かどうかを判断し、必要に応じて(市から要請した場合等)応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。</p> <p>2 消防活動の実施 <u>火災への対応として、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携し、迅速かつ効果的に実施する。</u></p> <p>(1) 消防活動は、<u>市(消防本部)が、消防法、本計画及び中津市消防本部消防計画の定めるところ</u>により実施する。</p> <p>(2) <u>市(消防本部)は、外部からの応援が必要と判断された場合「大分県常備消防相互応援協定」により県内の市及び消防組合に応援を求める。または、県本部総合情報室に対して、応援の要請を行う。</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>



改正後	改正前
<p><u>道路の冠水及び寸断、浸水、がけ崩れ、災害発生場所等は、参集職員及び消防団員からも情報を収集する。</u></p> <p>(5) 招集及び出動</p> <p>ア 招集責任者</p> <p><u>消防職員</u>及び消防団員の招集は、消防__長及び消防団長が行う。</p> <p>イ 動員の方法</p> <p><u>消防職員</u>及び消防団員の招集の方法は、電話及び直接伝達等の迅速確実な方法で動員し、緊急の動員は<u>メール</u>、緊急告知放送、サイレン等により行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>(3) 招集、__出動</p> <p>ア 招集責任者</p> <p><u>消防吏員</u>及び消防団員の招集は、消防<u>部</u>長及び消防団長が行う。</p> <p>イ 動員の方法</p> <p><u>消防吏員</u>及び消防団員の招集の方法は、電話及び直接伝達等の迅速確実な方法で動員し、緊急の動員は<u>同報系防災行政無線</u>、緊急告知放送、サイレン等により行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>
<p>第3節 略</p> <p>第4節 その他の事故対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 危険物災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 危険物事故災害応急対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 応急活動の内容</p> <p>ア 略</p> <p>イ 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(a)～(b) 略</p> <p>(c) 消防機関は、<u>関係機関と協力して</u>中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。</p> <p>ウ 放射性物質使用施設応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 略</p> <p>第4節 その他の事故対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 危険物災害対策</p> <p>1 略</p> <p>2 危険物事故災害応急対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 応急活動の内容</p> <p>ア 略</p> <p>イ 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(a)～(b) 略</p> <p>(c) 消防機関<u>において</u>、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。</p> <p>ウ 放射性物質使用施設応急対策</p> <p>(略)</p>

改正後	改正前
<p>(a) ～ (c) 略</p> <p>(d) 汚染の拡大防止及び<u>緊急</u>除染</p> <p>(e) ～ (f) 略</p> <p>エ～カ 略</p> <p>第2 道路・交通機関事故災害対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 海上災害（人身事故等）対策</p> <p>（略）</p> <p>（1）略</p> <p>（2）応急対策</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸海域を中心とする捜索活動</li> <li>・沿岸海域を中心とする救助・救急活動</li> <li>・負傷者の医療、救護措置</li> </ul> <p><u>（削除）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火活動</li> <li>・県内の他の消防機関の応援要請</li> <li>・県に対し、他府県の消防機関の応援要請</li> <li>・自衛隊の災害派遣要請の県への要求</li> </ul> <p>5 略</p> <p>第5章 略</p>	<p>(a) ～ (c) 略</p> <p>(d) 汚染の拡大防止及び<u>    </u>除染</p> <p>(e) ～ (f) 略</p> <p>エ～カ 略</p> <p>第2 道路・交通機関事故災害対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 海上災害（人身事故等）対策</p> <p>（略）</p> <p>（1）略</p> <p>（2）応急対策</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸海域を中心とする捜索活動</li> <li>・沿岸海域を中心とする救助・救急活動</li> <li>・負傷者の医療、救護措置</li> </ul> <p><u>・県に対する医師等の派遣要請</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火活動</li> <li>・県内の他の消防機関の応援要請</li> <li>・県に対し、他府県の消防機関の応援要請</li> <li>・自衛隊の災害派遣要請の県への要求</li> </ul> <p>5 略</p> <p>第5章 略</p>